

検察の理念

弁護士／國學院大学法科大学院教授
今井秀智（いまい ひでのり）

本日は貴重なお時間を頂いて恐縮している。私のような若輩者にこのような発言の機会を与えていただき、大変に光栄に思っている。私は1991年（平成3年）から1997年（平成9年）まで検察官であったが、今は弁護士である。また國學院大學法科大学院で教鞭をとっている傍らで、主に小学校、中学校で法教育授業を行なう事業に特化した一般社団法人「リーガルパーク」の代表理事を務めている。実務家なのであまりアカデミックな話ができないが、今日は、私が検察官そして弁護士として実務に携わってきた経験からの感想のようなかたちになるが、若干お話しをさせていただければと思う。

検察官に求められる使命感とは

まず検察官というのはどんなことを考えているのかについて少しお話しさせていただきたい。私たちは、現職の検察官だったときは、「警察とは違って自分たちは……」みたいなことを言っていたが、最近では警察よりも検察官のほうが肩身の狭い思いをする事件が相次ぎ、なかなか元検察官だということをおおっぴらに言えないところもあり、非常に恐縮しているところである。

とはいえ、検察官もやはりそれなりの社会的地位を認められていると考えており、それなりの社会に対する「使命感」を持っている。その使命感というのは、公益の代表者として、主として被害者の代弁者という立場の使命感に基づいて職務を遂行していることに表れるわけだが、この使命感が「正義」に基づいていなければいけないということは、よく言われていることである。ただ、その正義を「絶対的な正義」と思っている現職検察官が多い。私が思うに、（神でなく人間である以上）絶対的な正義というのは実はわからないという前提に立てば、検察官であっても「手続的な正義」を求めるしかなく、この手続的正義に基づく使命感が欠けているがゆえに、さまざまな今日的な問題が起きているのではないかと思っている。言い換えれば、正義に対する謙虚さ、真実追及に対する謙虚さである。

事実認定のプロセス

次に、「証拠収集・保全」のところに触れていきたい。検察官の仕事というのはきわめて単純で、過去の事実（すなわち「犯罪事実」になるが）、それを今ある痕跡（これが「証拠」であるが）、そこから推認して事実を確定して、刑罰法規に当てはめて、処罰を求めていくという非常に単純な作業の繰り返しをしている。このとき、犯罪事実の確定の仕方が、事実のほうからスタートしていくのか、それとも証拠のほうから見ていくのか、プロセスの

違いがある。少しわかりにくいところかもしれないが、ある「事実」を立証するため証拠を集めていく、あるいは保全していくというプロセスと、ここにある「証拠」が何を証明しているのかという方向から事実を確定していくというプロセスがある。当然のことながら捜査官の捜査の仕方としては、「事実」からスタートしていくわけである。つまり事実の見立てから捜査は開始されるのである。

たとえば、家に帰ってきたら台所のテーブルの上に、朝なかったはずのりんごが1個あったときに、そのりんごがあったということから推認されるものは、誰か家族の者がりんごを買ってきて置いたのか、あるいは盗んできて持って来た、あるいは考えにくい、転がってくるなどしてりんごがテーブルの上に至ったなどということが考えられる。

このようにテーブル上にりんごがあるということからはいろいろな事実が推認できるのだが、実際の捜査の場合にはまず捜査官が見立てをして、たとえば家の中の誰かが近くの八百屋から盗んできたという見立てをしたら、それに見合う証拠を一生懸命探すというプロセスになる。それがいいか悪いかというと、おそらくそれしか捜査の仕方というのはいのかもしれない。これを事実認定は証拠によるという「証拠裁判主義」との関係でいうと、捜査では、積極的な証拠、つまり見立てた事実を認定するための証拠というのは収集しやすい。しかし、逆にそれを否定する証拠、つまり見立てと違う証拠に関しては、これを見ようとしないうか、排除するという方向で働く。いずれにしても、捜査はまずは事実のほうから証拠を見ていくので、「証拠の収集・保全」という言い方は、まさしく事実を見立てた捜査からの言い方だと思う。

しかし、最終的には「証拠裁判主義」という原則が支配する公判段階に行くと、これまでの捜査とは逆に、この証拠が持っている事実の推認力はどこまでか、という観点で考えざるを得なくなってくる。そのあたりを公訴の提起・維持の職責を持つ検察官としては、もう少し捜査の段階から十分に認識していなければならないと思う。

結局、見立てに合わない証拠が出てきたときに、今回の前田元検事の事件のように、本来は証拠の「収集・保全」であったはずなのに、逆に証拠の「隠蔽」、そしてさらには証拠の「創造」の方向に走ってしまう可能性がないではない。それは先ほど話した「絶対的正義」に基づく使命感ゆえのことかもしれないが、「事実は間違いない」との絶対的な思い込みから始まった捜査では、証拠から事実の見立てが間違っていたと感じたときに、事実をもう一度見直すということが個人の検察官としてもなかなかできない。チェックして直していく勇気というものは、組織的なものも含めてなかなかできないというのが現状だと思う。

うまく伝えきれない点があるが、犯罪事実を立証する証拠は収集しやすい。しかし、そうではない証拠をも収集し、それが示唆する犯罪成立に障碍となる事実が潰しきれなかったら訴追はしない、というように、有利も不利も含めて総合的に証拠収集した上で、検察官が自ら、改めて証拠から事実を見立て直していくという姿勢がどうしても必要になってくると思う。

先ほど申し上げたように、りんごがテーブルの上に1個あって、近くの八百屋からりんごが1個なくなっていたということだけでは、到底家の誰かが盗んできたとは言えないわけであるから、検察官は、証拠のほうから事実を見ていくという作業を最終的にきちんとすべきではないかと思う。

被疑者の取調べ

3番目に被疑者の取調べの可視化の問題に触れさせていただきたい。可視化の問題についてはだいぶ前から議論されているところで、このご時世でこれに反対する立場を表明するのはなかなか困難ではあるが、私は取調べに関してどのようなイメージを持っているかというと、実は、「パブリック」、あるいは「オフィシャル」なのだけれども、「プライベート」というようなイメージを持っている。最初に森際先生のほうから、ここは腹藏なくいろいろな話をしてほしいということであったが、たとえば、もしここにオンラインでライブカメラがあって、全国的に放映されるということになった場合には、今私が話しているような話も、実際はなかなかできにくいだらうと思っている。

取調べの場面というのは、捜査官は本当にいろいろなことをやる。なかなか話をしてくれない被疑者には、捜査官が著名な歌手の曲を歌ったり、あるいは一緒に折り鶴を折ってみたりとか。もっと言うと、自身の家の中で起きたことをいろいろ話してみたりとか、いろいろなことをしながら供述を取っている。そのときに、たとえばカメラやビデオテープが回っているとしたら、「今日、朝出て来るときに子どもとけんかして……」という話を語ったりする場面は、おそらくなくなってくるだろうと思っている。パブリックでオフィシャルであるはずなのだが、非常にプライベートな空間というイメージが私にはある。これはよいことかどうか、おそらく批判も多くあろうかと思う。

誤解を恐れずに申し上げますと、録音や録画といったときに、今の使い方は、どちらかの当事者の利益に使われるようなかたちで録画、録音がされてしまうのではないかとの危惧がある。というのは、たとえば検察官からしてみると、後に脅迫的な取調べをされたと言われたくないために録音する。逆に、被疑者・被告人、弁護人側からすると、検察からこのような恫喝をされたので、というものを立証するために使う。どちらかに何らかのバイアスをかけたかたちで使われていく可能性があるというイメージがある。もしかすると可視化問題というのは、自白なくしても有罪立証をしていくのだという方向に持っていかないと、なかなか難しいと思っている。

決して脅したり、騙したりして取調べをすることがよいとは思わない。ただ脅して話をする被疑者というのは、私の経験ではほとんどないし、誘導して話すということもほとんど私としては経験していない。殴ったり蹴ったりして話をするのであれば、みんな殴ったり蹴ったりすればよいわけだが、そのようなことは決してしていない。しかし、検察の取調べはお茶飲み話をするわけではなく、その話す内容が、しゃべれば刑務所に行かなくてはいけなくなる、場合によっては死刑になってしまうというような話を引き出すという作

業の中で、杓子定規に「きみは、そのときどうしたのかね。」などという質問をただ一方的に質問して、発問に回っているというだけでは真の供述を得るのはなかなか難しい。このような考えを現場の検察官は持っており、私もそういう気持ちもあったのは事実である。それがよいかどうかは、ご批判をいただきたいと思っている。

刑事司法制度への提言

これらを踏まえて、せっかくの機会をいただいたので、現在の刑事司法について、いくつか私が思っている点についてお話しさせていただきたい。

1. 1つ目は、「客観証拠依存症」と言わせていただいているが、最近とにかく「客観証拠、客観証拠」と、どの場面でも言われている。それ自体悪いことではないと思うが、あまりに行き過ぎてはいないかと思っているところがある。客観証拠というのは、ただ単に動かないと言っているだけであり、客観証拠自体が 100 パーセント犯罪事実を立証するということは、私は基本的にはないと思っている。

先ほどのりんごの例を言っても、「りんごがなくなった」、「りんごがあった」ということだけからは、「動かぬ証拠だ」というのは、りんごが動いていないだけで、盗んできた証拠では全然ない。また客観証拠というものがなければだめで、あればいいというような単純なことでもない。たとえば指紋等についても、触ったなら指紋があるはずだとよく言われるが、実は対照できるような鮮明な指紋というのはなかなか残っていない。テーブルのようなつるつるした所にピタッと手を当てた場合には比較的鮮明に残るが、衣服などについたときや、つるつるしたところに触れた場合でも少しずつ動いたような場合には不鮮明指紋として対照できない場合がある。したがって、必ず客観的にそういうものがなければだめだと言われてしまうと、それで立件できるかできないかが左右されることになり、それではいかなものかという気持ちはある。

それよりも客観証拠依存症の中で一番問題なのは、客観証拠にわれわれがかなり依存しているがゆえに、今回のケースのように客観証拠であるがゆえにもし改ざんがひとたび入ると 100 パーセント誤判が生じていくという流れになってしまうということである。ビデオにしても、テープにしても（今回のFDにしてもそうだが）、そこに何らかの作為の介在があると、ほとんどの場合、誤判に導かれてしまう。どんなに客観証拠だといっても、電子データやビデオなど、どれも改ざんの可能性があるわけなので、そこをどのようにプロテクトしていくか。つまり、客観証拠について、それがどこからいかにして収集され、保存管理され、検出されていくか、というすべての過程において過誤が入らないようにすることができるかが、今後、非常に大切な課題となってくると思う。前田元検事の例についても、このような客観証拠依存症が、ある意味引き起こしたものではないかと思っている。

2. 2つ目の自白偏重からの脱却については、先ほども可視化の問題について少し触れたが、犯人から真実を聞き出すということが刑事手続のなかでどう位置づけられていくか、という問題にも関わっていると思う。刑事司法の目的、趣旨・意義が、罪を犯した人間に真実

を語らせる場であるという風潮が日本にはある。それが悪いとは言わないが、そのことが、警察官、検察官をして（真実を語らせるという大義名分で）何としてでも自白を導き出そうとさせるし、また、ある事実を見立て、そしてその見立てに合う証拠だけを集めていく、というような悪循環に陥らせているのではないかとも思う。

3. 最後に3番目の参考人供述(被害者を含めて)についてであるが、私が思っているのは、裁判員制度が始まったということもあり、証拠能力と証明力との区別がなかなかはっきりしていない司法体系のなかでその位置付けを再検討する必要があるのではないかということである。つまり、こと自白に関して言えば、証拠能力と証明力について、それぞれ「自白法則」、そして「補強法則」という制限が課されているが、一方の参考人供述に関しては、制度的には全く無制限であり、結局、裁判官・裁判員の自由心証に委ねられているのが現状である。実際、目撃者が被告人を指して犯人はこの人に間違いないと法廷で断言した供述があると、それを崩すことは容易ではない。それゆえに、虚偽の自白というよりも、実は参考人の誤った目撃証言あるいは供述が、それがきっかけとなって、誤判が生じていくという可能性があるのではないかと思う。

したがって、参考人供述についても、まず証拠能力の制限を課し、それを捜査に影響を及ぼしていくべきであり、たとえば、参考人、被害者の取調べの始めにも、偽証罪ではないが、それなりに供述者に精神的プレッシャーを与えるようなかたちのことを告知した上で取調べをすとか、なかでも犯人性が問題となる目撃証言に関し、単独面割については、複数面割の後での単独面割ならよいのだが、単独面割が先行した目撃証言については証拠能力を与えないとか、そういった証拠能力の制限をやはり課していくべきだろう。また、証明力に関しても、犯人性を基礎づける唯一の証拠が目撃者の供述であった場合には、それに対する補強証拠的なものを要求するなどの制限を課していくべきだろう。

裁判員裁判がスタートした今こそ、被害者を含む参考人供述に関し、そのような制度的なものを創設していかなければいけないだろうと思っている。

余談になるが、私がかつて検察官時代に扱った事件であるが、目撃者が、「この男の人に間違いない」と告知して捜査が始まり、容疑者が逮捕されたが、その後、「何かちょっと違うのではないかな」と思ったので警察官に言いに行ったところ、「あなたが言ったせいで、もう犯人も逮捕してしまっているし、手続きが進んでいる。今さらそんなことを言われても困るんだよね」などと言われたという。結局、「よく見てみたら似てるでしょ」と促されて、「似ています」と言わざるを得なくなり、そのような調書を録取された。しかしその後、最終的には明らかな誤認逮捕であるということが判明し直ちに釈放した。このケースでは、その警察官個人の資質の問題もあるとは思いますが、何か腑に落ちない不自然な点があってこれを伝えたとしても、それが捜査にとってブレーキとなるときは被害者本人でさえも目を瞑らされてしまう、つまり捜査の過誤をチェックし、あるいはそれを是正する手立てがないがゆえに、一度動いてしまうとなかなか止められないという、捜査の現状があるということを目の当たりにした。このような経験から、実はビデオテープ等による可視化が一番

必要なのは、もしかしたらこういった参考人供述の取調べではないかというふうに、私自身は思っている。

少し長くなったが、現場の感想的なものとして話をさせていただいた。ご清聴ありがとうございました。